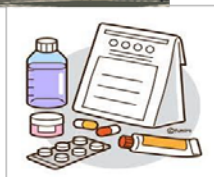




新築移転にともない **10月11日(火)**より

「院外処方」にかわります

国が進める医療機関との役割分担を図り、
医療の質と安全の向上を目的として実施するものです。
ご理解とご協力をお願いします。



処方せんの有効期限は
発行日を含めた**4日間**です

お早目に調剤薬局へ
お持ちください



「かかりつけ薬局」
(保険調剤薬局)



を決めておくことで、
お薬の重複・飲み合わせによる副作用などを
チェックすることが出来ます。

院外処方せんへの切替えについてのご案内

当院は、新築移転に伴い平成 28 年 10 月 11 日より「院外処方」に変わります。

外来患者さんのお薬は病院内の薬局窓口でお渡ししておりましたが、平成 28 年 10 月 11 日より、院外の保険薬局でお薬を受け取っていただくことになりました。

院外処方せんに関する Q&A

Q.『院外処方せん』とは、どんなものですか？

A.医師が、治療に必要なおくすりの名前や量、使い方などを書いたものを、処方せんと言います。院外処方せんは病院の薬局ではなく、保険薬局に持って行き、おくすりをもらう処方せんの事です。

Q.なぜ、院外処方に変更するのですか？

A.国(厚生労働省)では国民医療の質的向上を図る目的で「医薬分業」を推進しております。院外処方により、医師と薬剤師が処方をチェックしあい、より安全で質の高い薬剤治療が出来ることや、薬剤師から服用するお薬について十分な説明を受けられるなどのメリットがあります。当院でもこの主旨をふまえ、外来患者さんのお薬の処方は「院外処方せん」を発行することといたしました。

Q.薬局なら、どこでも院外処方せんで調剤してもらえますか？

A.院外処方せんを受け付けることができる薬局には「処方箋受付」、「保険調剤」、「保険薬局」などの表示があります。市販のお薬も含め薬のことを色々相談できる、自宅や職場近くの薬局を「かかりつけ薬局」として決めておくことをおすすめします。

Q.「かかりつけ薬局」とはなんですか？

A.同じ時期にいくつかの病院・いくつかの診療科・医院に複数受診して薬を処方してもらうと、同じ働きをもつ薬が重複したり、飲み合わせに問題が生じることがあります。それを防ぐためには、一つの薬局で全ての薬の管理をしてもらうことが非常に大切になります。そのために決めた行きつけの薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。複数の薬局で薬をもらうと、全ての薬の管理をすることが難しくなりますので、一つの薬局を「かかりつけ薬局」として決めておくことをおすすめします。

Q.薬局ではいつでも調剤してくれるのですか？

A.院外処方せん発行日を含めて4日以内(土曜・日曜・祝祭日含む)なら調剤してもらうことができます。4日を過ぎると、院外処方せんの再発行が必要となります。再発行は患者さんの自己負担となりますので、お気を付けてください。

Q.今までもらっていた薬と同じ薬がもらえますか？

A.処方せんは当病院の医師が書きます。薬局では処方せん通り調剤しますので、今までと同じ薬がもらえます。

Q.ジェネリック医薬品とはなんですか？

A.ジェネリック医薬品は、新薬と有効成分及びその含有量・剤形・用法用量が同じ医薬品のことです。新薬の特許が切れてから発売されるので、薬の値段が平均すると半額以下に設定されています。ジェネリック医薬品を希望される方は、医師にお申し出ください。

Q.支払いはどうなりますか？

A.病院では診察料、検査料等の保険負担分をお支払いいただき、保険薬局ではお薬代、調剤料、薬の管理指導料の保険負担分を支払ってください。保険薬局では薬の情報や服用履歴を管理し、服薬に関する十分な説明や指導を行うため多少支払いが増えることがあります。

Q.処方せんは代理の者が持って行っても調剤してもらえますか？

A.処方せんがあれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんは家でお休みになり、ご家族の方が処方せんをお持ちになっても、調剤が受けられます。

Q.お薬だけほしい場合は、病院に行かなくても薬局で調剤できますか？

A.それはできません。医師の診断の結果、症状に応じて出された処方せんに基づき薬剤師が調剤いたしますので、その都度受診しなければなりません。

Q.院外処方せんを紛失したら、どうしたらよいですか？

A.院外処方せんの再発行の手続きが、必要となります。この場合、自己負担となります。